

●介護サービス

①居宅介護支援事業（ケアマネジャー）

介護を必要としている方へ、自立支援に向けた適切な居宅サービス計画を作成します。

【住所・連絡先】

〒944-0045 妙高市中町4番16号
（妙高市いきいきプラザ3階）
電話 0255-70-1380
FAX 0255-72-6567

②訪問介護事業（ホームヘルパー）

介護が必要な高齢者、障がいをかかえている方へ訪問介護員を派遣し、身体介護や生活援助など必要なサービスを提供します。

【住所・連絡先】

〒944-0045 妙高市中町4番16号
（妙高市いきいきプラザ3階）
電話 0255-70-6530
FAX 0255-72-6567



③デイサービスセンター朝日

通所により介護を必要としている方へ、健康チェックや入浴・食事・機能訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

【住所・連絡先】

〒944-0043 妙高市朝日町1-9-14
電話 0255-72-7133
FAX 0255-72-7134

●新潟県共同募金会 妙高市共同募金委員会

共同募金は昭和22年から始まり今年で70周年を迎えます。新潟県共同募金会 妙高市共同募金委員会の事務局として、お住まいの皆様が自ら参加する募金活動を推進しています。お寄せいただきました募金は、さまざまな地域福祉事業に役立てられます。



- 赤い羽根共同募金（募金期間10月～12月）
- 【戸別募金】自治会のご協力を通じ、各世帯からの募金
- 【法人募金】市内の企業等からの募金
- 【職域募金】企業の従業員の方からの職場での募金
- 【学校募金】幼稚園・学校において児童・生徒の募金

- 歳末たすけあい募金（募金期間12月）
- 【戸別募金】自治会のご協力を通じ、各世帯からの募金
- ※妙高市では赤い羽根共同募金と合わせて募金をお願いしています。



社会福祉法人 妙高市社会福祉協議会

●本所

〒944-0045 妙高市中町4-16（いきいきプラザ内）
TEL 0255 (72) 7660 FAX 0255 (70) 1345
ホームページ <http://myoko-syakyo.jp/>

●妙高高原支所

〒949-2112 妙高市関川997（妙高市役所妙高高原支所内）
TEL 0255 (86) 5310 FAX 0255 (86) 5330

●妙高支所

〒949-2235 妙高市関山1200-1（妙高保健センター内）
TEL 0255 (82) 4084 FAX 0255 (81) 3502

社協の事業は、皆さんの会費・募金・寄付金が活かされています。

平成28年度版

住み慣れたまちで暮らす
そんなあなたを応援します

妙高市社会福祉協議会 主な事業のご案内

～住み慣れた地域で
安心して暮らせるように～

『地域連携会議』

"支え合いマップ"の色分けをしながら、地域の状況について話し合いを行っています。



『見守りネットワーク』 （あったかネットワーク）

新井高校社会科クラブも福祉協力員として、訪問活動に取り組んでいます。



基本方針

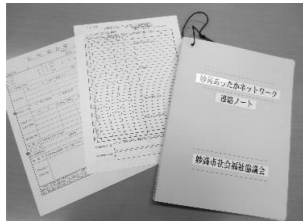
高齢になっても障がいを抱えていても、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けることができるように、地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア等と協働し地域に根ざした福祉の街づくりに取り組みます。

●地域安心ネットワーク推進事業

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるように、地域支援専門員を配置して、地域組織やサービス事業者、行政機関と連携し見守り体制の充実と強化を図ります。

①見守りネットワーク (あったかネットワーク)

高齢者のみ世帯等、地域で見守りが必要な人に対して、民生委員・児童委員や福祉協力員とともに見守りネットワークをつくりまします。



②地域連携会議

町内会長や区長、民生委員・児童委員等の地域のみなさまと会議を開催して「支え合いマップ」を作成し、情報の共有や問題の協議、関係者への連絡調整を行います。



●高齢者の拠点づくり (地域のつどい・茶の間)

小地域を基盤に、住民自らが主体的・自発的に企画運営する高齢者の拠点づくりを支援します。

☆年4回以上開催する町内会に
1回1,000円で上限12,000円を助成



●ボランティアセンター事業

各種ボランティア活動のサポートとともに、災害に備えたボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。

- ☆各種ボランティアに関する相談支援
- ☆災害支援者養成講座の開催
- ☆災害ボランティアセンターの運営・訓練
- ☆災害ボランティアセンター支援者事前登録の開始



●生活支援ボランティア事業 (有償ボランティア事業)

助け合いやお互いさまの精神を活かしながら、少しの支援で自立した生活を送ることができるように、ボランティアの派遣を調整します。

☆内 容 掃除や買い物などの家事・話し相手・通院の同行など

☆利用料 1時間500円/30分250円

☆利用できる方 在宅で生活している高齢者や障がい者の世帯など

●お楽しみランチ(配食サービス)

ボランティアによる手作り弁当をお届けします。

☆利用料 1食300円、月2回
☆利用できる方 概ね70歳以上の世帯



●コミュニケーション支援事業

手話や要約筆記のできる方を調整・派遣して、暮らしの安心をお手伝いします。

☆利用できる方 聴覚や言語などに障がいがかかっている方

●車椅子の貸し出し

病院からの外泊・退院や旅行等で一時的に車椅子の使用が必要な人が利用できます。

☆利用料 無料
☆期 間 3ヶ月以内

●生活福祉資金相談事業

低所得者世帯等の経済的自立や生活の立て直しを目指し、目的別の資金貸付けの相談を行います。

☆利用できる方 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯など

☆主な資金種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金など

●日常生活自立支援事業

判断力が不十分なかたの福祉サービスの利用やそれに伴う金銭管理など生活支援員がお手伝いします。

☆利用料 1回1時間まで1,200円
(交通費は実費負担)

●民生委員児童委員活動支援事業

市内には、90人の民生委員・児童委員が活動しており、地域の皆さんの相談にのっていただきます。社会福祉協議会は、月1回開催されている定例会議の運営や研修会等の活動をサポートします。

●冬期在宅支援事業

高齢者や障がい者が、冬期間安心して生活が送れるように、自力で除雪が困難な世帯に対し、屋根雪除雪や雪踏みの相談・支援を行います。

●介護予防・生活支援サービス事業

①通所サービス(おまんたクラブ)

健康チェック・体操・カラオケなどで健康づくりを行います。

☆開催日 月・水・金
☆利用料 1日 300円(おやつ、昼食代別途)
☆利用できる方 市役所への登録がお済みの方
☆会 場 妙高保健センター

●ふれあい号の運行

障がい者の趣味講座や通院を支援するために、リフト付きバスを調整・運行して、外出のお手伝いをします。

☆利用できる方 市役所への登録がお済みの方

●障がい者バスツアー

障がい者とボランティアがともに参加することで、障がいへの理解を深め、交流を図ります。

☆参加できる方 身体障がい者・療育・精神保健福祉手帳をお持ちの方

●福祉総合相談

社協は地域の皆様の身近な相談窓口です。ご利用ください。

①介護相談

・相談時間 月～金 8:30～17:30

②無料弁護士相談 ※事前に予約が必要です。弁護士が無料で相談に応じます。

・相談日

4月22日	5月27日	6月24日
7月29日	8月26日	9月30日
10月28日	11月25日	12月16日
1月27日	2月24日	3月24日

・相談時間 13:00～17:00 (1人30分)

●福祉教育事業

日々の暮らしの中にある本物の「福祉」に触れ、全ての人と一緒に考え学びあい、子供も大人も成長するような地域ぐるみの福祉教育を推進します。

